

生活保護制度に関する意見書

高齢化に加え、急速な景気悪化により、全国の生活保護受給者は 1 6 0 万人に迫っている。また、生活保護世帯の約 8 割は就労による自立が困難な高齢者及び傷病・障がい者世帯が占めており、母子世帯については、就労支援を行ってもなお、自立可能な収入を得ることが困難な状況にある。

このまま雇用情勢が好転しなければ、生活保護申請者は増加を続けることが予想されるが、すでに本市においても平成 2 0 年の申請件数が 5 千件を越えるなど、生活保護受給者が急増している。

今後も生活保護制度の給付に要する費用がさらに増大することが予想されるが、生活保護制度は全ての社会保障制度における最後のセーフティネットであり、給付水準は国が責任を持って確保すべきである。

よって、政府においては、生活保護制度が、国民が憲法に規定されている健康で文化的な最低限度の生活を営めることを保障する制度として維持できるように、生活保護給付費の自治体負担金の交付税算定を改善するなどして、自治体財政を援助するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）3 月 3 0 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員